

介護保険シリーズ② 介護保険の財源

40歳以上の皆さんが納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。介護保険料は、3年ごとに介護サービスの総費用を再計算して決められます。

40歳～64歳の人の保険料

加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。医療保険者が医療分と介護分の費用を徴収します。医療保険者が徴収した介護分の保険料が社会保険診療報酬支払基金という団体に集められ、介護に要した費用に応じて計算された金額が各市町村に支払われます。

65歳以上の人の保険料

65歳以上の人の保険料は、市町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」を基に決定され、所得に応じて所得段階が変わります。

基準額の決まり方

市町村で必要な介護サービスの総費用

×

65歳以上の人の負担分 21%

÷

市町村に住む 65歳以上の人口

＝

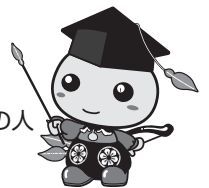
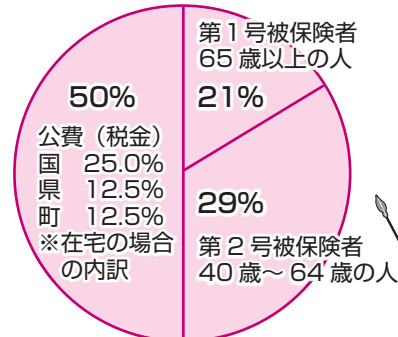
毛呂山町の保険料の基準額
43,400円 (年額)

年金が年額 18 万円以上の人は原則として、年金からの天引き(特別徴収)になります。年金が年額 18 万円未満の人は納付書(普通徴収)で納めます。

65歳以上の人の介護保険料

| 所得段階 | 保険料年額 |
|----------|---------|
| 第1段階 | 21,700円 |
| 第2段階 | 26,000円 |
| 第3段階(特例) | 30,300円 |
| 第3段階 | 32,500円 |
| 第4段階(特例) | 39,400円 |
| 第4段階(基準) | 43,400円 |
| 第5段階 | 54,200円 |
| 第6段階 | 65,100円 |

介護保険の財源



問い合わせ

介護保険料に関する窓口

役場高齢者支援課保険料係

☎2205-2112
内線158-150

高齢者の総合相談窓口

毛呂山町地域包括支援センター

☎2205-2112
内線156-157

毛呂山歴史散歩

文化財シリーズ 234

竹細工と籠屋の記憶

毛呂山の職人③

竹は、大昔から人びとの生活のなかで利用されてきた身近なものです。加工された竹は、壁材や傘、提灯、ざるなど、あらゆる場所、場面で使われてきました。

竹を編む技術が古くからあったことは、発掘調査からもわかっています。竹を互い違いに編みこんだ網代の一部が縄文時代の遺跡から出土しています。毛呂山町でも松の外遺跡(西戸)から出土した土器の裏底に、網代の痕跡が見られるものがあります。

明治時代以降、埼玉県内各地で竹細工が行われており、大小の籠、野菜などの収穫に用いるメカイ籠、養蚕用の蚕籠などが生産されていました。

毛呂山町でも太平洋戦争以前の昭和10年代から20年ごろの統制経済時代に結成された「埼玉県竹工製品組合連合会」の名簿に8人、「埼玉県竹製品工業協同組合」の資料では長

瀬、前久保、毛呂本郷、阿諏訪、西戸、大類、市場で1人ずつ職人がいたことが記録されています。昭和40年ごろまで地元の職人が活躍していましたが、生活様式の変化に伴い竹製品の需要が減り、やがて職人の後継も途絶えました。昭和60年ごろまで小川町の竹沢などからバイクや軽トラクに籠を積み、籠屋が行商に来ていました。

籠などの竹製品は、農家の注文に応じて職人が各家に出張し、用意された材料を使って庭先などで新調したり、修理することがありました。

長瀬で籠屋を営んでいた故平野一三さんは、父の松次郎さんについて幼いころから竹細工を学びました。子どもころは、養蚕道具の万年蒺(まねね)づくりに用いる竹を割く仕事などをしていたそうです。学校を卒業後、飯能の竹工場で松次郎さんとともに働き、昭和40年ごろまで籠屋として活躍しました。退職後は、地元でメカイ作りの講習を行うことがありました。

かつては生活に密着した竹細工ですが、おきたおきた技術の一つです。



メカイを作る故平野一三さん